

## 生駒市街路樹管理計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 目的

生駒市では、市街地開発事業や街路事業に合わせ、住民のまちづくりへの高い意識のもと、行政との協働により豊かな自然環境に恵まれた良好な住環境と維持保全を目的とした取り組みとして、街路樹の植栽を進めてまいりました。

これまでは、街路樹の管理として定期的な剪定などの対応を行ってきましたが、近年の街路樹の大径木化に伴う道路の視認性の悪化や樹形の乱れ、根上り、剪定費用の増加、老木化や空洞化による倒木の危険性、市民ニーズの多様化の中、厳しい財政状況を踏まえ、街路樹管理のあり方について見直す時期にきており、街路樹の管理を持続していくためには、より効果的で効率的な街路樹管理が求められています。これらを踏まえ、街路樹が良好に生育できる環境と市民の安全で快適な道路空間を創出し、持続可能な街路樹管理を継続していくための「街路樹管理計画」を策定するものです。

#### (2) 業務名

生駒市街路樹管理計画策定業務

#### (3) 業務内容

仕様書（別紙 1） のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

### 2 業務に要する費用(予定価格)

24,354,000 円（税込み）

なお、提出の参考見積書の金額が、業務に関する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項をすべて満たす法人その他の団体でなければならない。(個人を除く)

(1) 市に一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等の業種の

うち、建設コンサルタント登録をしていることを要件とする。)を提出していること。

- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日までの間、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であると認められるとき。
  - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 平成28年度以降に国または地方公共団体等が発注した包括管理を含む街路樹や道路植栽に関する調査、方針検討または街路樹等管理計画作成や改定などの実績があり、またその実績が本業務の予定価格の3分の1(8,118,000円)以上であること。
- (8) 管理技術者として、下記①～③のいずれかの資格を有するもの(提案者との雇用関係を証明できるものに限る)を配置できること。

- ①樹木医（一般財団法人日本緑化センターの認定資格）
- ②街路樹診断士（一般社団法人街路樹診断協会の認定資格）
- ③植栽基盤診断士（一般社団法人日本造園建設業協会の認定資格）

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年6月22日（月）16時00分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。  
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和8年6月26日（金）15時00分
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

#### 5 企画提案書等の作成及び提出

##### (1) 提出書類・必要部数

###### ① 業務実施体制各種調書等 原本 1 部

- ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2)
- イ 会社概要(様式3)
- ウ 技術者の概要(様式4)
- エ 業務実績調書(様式5)(参加資格(7)に該当する業務の契約書、仕様書等業務内容  
がわかる資料の写しを添付すること。)
- オ 担当技術者調書(様式6)
- カ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)(参加資格(7)に該当する業務の担当で  
あったことがわかる資料等の写しを添付すること。)
- キ 担当者の経歴及び実績等調書(様式8)(参加資格(7)に該当する業務の担当であっ  
たことがわかる資料等の写しを添付すること。
- ク 再委託調書（様式9） ※再委託する場合のみ
- ケ 登記簿謄本
- コ 誓約書（様式10）

###### ② 企画提案書 原本1部、副本7部

- サ 企画提案書 任意様式10枚以内とすること。(副本については、提案者名が分  
からないようにマスキング処理等を実施すること。)
- シ 業務スケジュール(任意様式)  
※ 詳細は「企画提案書等作成要領(別紙2)」参照

###### ③ 参考見積書 任意様式 原本1部、副本2部

- ※参考見積書の金額が2. 業務に要する費用 予定価格 を超過した場合は失格  
となるため、留意すること。

## (2) 作成要領

「企画提案書等作成要領（別紙 2）」参照

## (3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 8 年 7 月 6 日（月） 16 時 30 分まで 必着
- ② 提出場所：生駒市役所 建設部 みどり公園課 公園係
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

## 6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

### (1) 第 1 次審査(書類審査)

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等を、下記 7 で示す審査基準に基づいて審査し、一定基準に達している提案者を選定する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和 8 年 7 月 13 日（月）予定

### (2) 第 2 次審査(ヒアリング等による最終審査)

第 1 次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記 7 で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案者を特定する。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

実施日：令和 8 年 7 月 27 日（月）予定

（第 1 次審査を省略する場合、令和 8 年 7 月 13 日（月）

### (3) 審査結果の通知

#### ① 第 1 次審査

審査結果は電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及び 2 次審査の案内を電子メールで通知する。

#### ② 第 2 次審査

審査結果を、書面により通知する。

## 7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

### (1) 業務実績 10/180 点

評価項目	評価の着眼点	判定基準	配点	
会社の 業務実績	同種業務の実績件数	平成 28 年度以 降の実績を評 価する。	3 件	10
			2 件	7
			1 件	4
			0 件	特定しない

### (2) 管理技術者実績 15/180 点

評価項目	評価の着眼点	判定基準	配点	
技術者の 業務実績	同種業務の実績件数	平成 28 年度以 降の実績を評価 する。	3 件	15
			2 件	10
			1 件	5
			0 件	特定しない

### (3) 参考見積書 15/180 点

見積金額に関する評価

		配点	
参考見積額	予定価格に対す る見積金額の比 率に応じて加点 する	予定価格の 92%未満 22,405,680 円未満	15
		予定価格の 92%以上 94 %未満 22,405,680 円以上 22,892,760 円未満	12
		94%以上 96 %未満 22,892,760 円以上 23,379,840 円未満	9
		96%以上 98 %未満 23,379,840 円以上 23,866,920 円未満	6
		98%以上 100 %以下 23,866,920 円以上 24,354,000 円以下	3

## (4) 企画提案の内容 140/180 点

評価項目		評価事項	配点		審査項目 配点
1	現況の把握	本業務の状況、課題について十分理解しており、本市の特徴や特性を踏まえたものになっているか。	非常に優れている	20	20点
			優れている	16	
			普通	12	
			やや劣る	8	
			劣る	4	
2	植栽樹木の概況調査	路線ごとの植栽樹木の概況把握に際し、調査方法が具体的かつ着眼点が優れた提案となっているか。	非常に優れている	30	30点
			優れている	24	
			普通	18	
			やや劣る	12	
			劣る	6	
3	管理上の課題の把握	街路樹管理に係る課題を把握するための調査方法が具体的かつ着眼点が優れた提案となっているか。	非常に優れている	30	30点
			優れている	24	
			普通	18	
			やや劣る	12	
			劣る	6	
4	事業スキームの整理 管理の方針・基準・ 計画の検討	今後の樹木管理の在り方を見据えた具体的かつ現実的な提案となっているか。本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。	非常に優れている	40	40点
			優れている	32	
			普通	24	
			やや劣る	16	
			劣る	8	
5	追加提案等	計画を検討するにあたり、仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。	非常に優れている	20	20点
			優れている	16	
			普通	12	
			やや劣る	8	
			劣る	4	

## 8 日程

公告	令和8年6月15日(月)
質問受付締切	令和8年6月22日(月)
質問回答	令和8年6月26日(金)
企画提案書等受付締切	令和8年7月6日(月)
第1次審査	令和8年7月13日(月)(予定)
第2次審査	令和8年7月27日(月)(予定)
結果通知	令和8年7月29日(水)(予定)
契約締結	令和8年8月上旬(予定)
業務開始	令和8年8月上旬(予定)

※第1次審査を省略する場合、第2次審査は、令和8年7月13日(月)(予定)に実施します。

## 9 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコストが、「2 業務に要する費用(予定価格)」を超過したもの

## 10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当者は、原則とし

て変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 1 2 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所 建設部 みどり公園課 公園係 担当：楠下、北尾

〒630-0288 生駒市東新町 8-38

TEL : 0743-74-1111 (内線 2 6 0 1)

Email : green-parks@city.ikoma.lg.jp